

農林水産物・食品の輸出証明書の 手数料について

2024年10月30日

目次

1. 輸出証明書の手数料
2. 手数料納付が必要になる証明書
3. 輸出証明書の申請方法
4. 一元的な輸出証明書発給システム
5. 手数料の納付方法
6. (1) 電子納付の方法
7. ペイジーを用いた納付の方法
8. (2) 収入印紙による納付の方法
9. 留意事項

輸出証明書の手数料

輸出証明書のうち、国が発行する輸出証明書については、輸出促進法及び同法施行規則に基づき、**令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の手数料納付を要することとされています。**

※輸出促進法：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
(令和元年法律第57号)

手数料の納付が必要となる輸出証明書の詳細については、次のとおりです。

手数料納付が必要になる証明書

発行主体 国（例：国税局、厚生局、農政局、水産庁など）

※都道府県や保健所等に申請する場合、申請先により手数料要否や納付方法が異なります。

証明書の種類

- ・衛生証明書
- ・自由販売証明書
- ・漁獲証明書等
- ・その他の輸出証明書

(例)

- ・ブラジル又はオーストラリア向けの酒類に係る輸出証明書
- ・オーストラリア向けかきの原産地証明書
- ・ブラジル向け清涼飲料水等の原産地証明書 等

開始

令和7年4月1日

※令和7年4月1日以降に**申請**される輸出証明書が対象です。

金額

申請1件あたり870円

※同日、同一国へ輸出される同一製品・同一ロットであっても、提出される申請書（必要な証明書）の件数分の納付が必要です。

対象外の証明書

・ 原発関連証明書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制への対応として必要となる、国が発行する日付証明書、産地証明書、放射性物質検査証明書、輸出事業者証明書等。

(例)

- ・ 中国向け輸出たばこの産地証明書（申請先：財務省）
- ・ 中国/韓国/ロシア向け輸出酒類の製造日証明書/製造地証明書/放射性物質検査証明書（申請先：各国税局、沖縄国税事務所）
- ・ 中国/韓国/香港/台湾/ロシア向け輸出食品の日付証明書/産地証明書/放射性物質検査証明書/輸出事業者証明書（申請先：各農政局、沖縄総合事務所）

・ 輸出促進法に基づかない証明書

(例)

- ・ 植物検疫の検査証明書（植物防疫法（昭和25年法律第151号））
- ・ 動物検疫の検査証明書（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号））

輸出証明書の申請方法

「農林水産物および食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」に基づき発行される一部の輸出証明書は、一元的な輸出証明書発給システムによるオンライン申請が可能です。

電子申請



一元的な輸出証明書発給システムを利用

書面申請



書面の申請書を審査局へ郵送
又は持込み

※円滑な手続のために、原則、電子申請をご利用ください。

一元的な輸出証明書発給システム

証明書発行の申請は、一元的な輸出証明書発給システムで受付けています。本システムの利用方法等、詳細は以下のページをご覧ください。

[輸出証明書のオンライン申請手続：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp)

注意 証明書発行を受けるためには、各取扱要綱で定める添付書類が必要です。電子申請を行うことで不要となる添付資料はございません。

各取扱要綱の詳細は、以下のページをご覧ください。

[輸出に関する手続き・制度：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp)

注意 本システムの利用にあたっては、GビスIDプライムアカウントの取得が必要です。本システムから申請手続きを行う前に、デジタル庁に申請し、GビスIDプライムアカウントの取得をお願いします。

なお、**GビスIDプライムアカウントの取得には、2週間程度かかります**ので御注意ください。

GビスIDプライムアカウントについての詳細は、以下のページをご覧ください

[GビスID | Home \(gbiz-id.go.jp\)](https://gbiz-id.go.jp) (デジタル庁ホームページ)

手数料の納付方法

一元的な輸出証明書発給システムを利用して申請する場合、手数料の電子納付（ペイジー対応のATM又はインターネットバンキングによる支払い）が可能になります。



ペイジー対応ATMまたはインターネットバンキングによる支払

(注) 他の納付方法としては、収入印紙による納付も可能ですが、円滑な手続のために、原則、電子納付をご利用ください。なお、一元的システムを利用しない申請の手数料を電子納付することはできません。



(1) 電子納付の方法

申請時に手数料納付方法選択にて「電子納付」を選択する。

証明書発行申請の流れ



注意 代理申請の際は、②輸出先・品目選択時に代理申請を選択して申請するようお願いいたします。

輸出先・品目分類・証明書の種類に誤りがないことを確認してください。

輸出先・品目選択画面

The screenshot shows a web form titled "輸出先・品目選択画面". It has a dark header with "申請者選択" and a sub-header "輸出先・品目選択(漁獲証明、自由販売証明以外の証明書)". The form contains several sections:

- 申請者選択**: Includes a checkbox for "代理申請" and a dropdown for "委託元事業者".
- 輸出先**: A grid of dropdown menus for "アジア", "大洋州", "北米", "中南米", "欧州", "中東", "アフリカ", and "その他".
- 品目分類**: A dropdown menu at the bottom.

⑤申請

申請先選択画面で手数料納付方法を選択します。

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

複数 選択	選択	申請日時		手数料 納付状況	輸出先国 ・地域
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	2024-04-03 18:03:23	テスト	-	ブラジル

参照登録 修正 削除 **申請** 参照 破棄依頼

中略

中略

①
申請を選択する。

申請先選択画面

申請先情報

申請先

証明書受領場所 地域

証明書受領場所 拠点

手数料納付方法選択 電子納付 その他

ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称

③
電子納付を選択する。
※その他を選択した場合は、収入印紙による納付となります。

⑤-5
確認を押す。

②
申請先を選択する。
注意 申請先を間違えて納付した場合の返金対応はいたしかねますのでご注意ください。

④
「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」を入力する。
※申請事業者名（委託を受けて申請する場合は、委託元事業者名）を入力してください。
※半角カナ大文字又は半角英数字大文字で入力してください。

⑥手数料納付

申請状況一覧画面より、納付に必要な情報を確認できます。
納付に必要な情報は、別途メールでも申請者へ通知されます。

申請状況一覧画面

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	2024-01-17 13:45:27	申請中	電子納付待ち 確認	パトコム	水産食品(活以外)	衛生証明	登録済	未登録	E00014777	関東農工

⑤ 確認を押す。

中略

手数料納付確認画面

手数料等登録情報

手数料はペイジー（Pay-easy）対応のATMまたはインターネットバンキングでお振込みいただけます。
※手数料が納付されない場合、申請先での審査は行いません。
速やかに手数料の納付をお願いします。
なお、申請の取下げ等の理由により証明書が発行されない場合であっても、一度納付された手数料は返金いたしません。

振込には、下表の情報が必要です。

収納機関番号	00100
納付番号	1234567890123457
確認番号	223456
納付区分	-
申請手数料	¥870
手数料納付状況	電子納付待ち

 ペイジー(Pay-easy)のホームページは [こちら【外部リンク】](#)

中略

ペイジー対応のATM、インターネットバンキングのいずれの支払い方法でも、一元的な輸出証明書発給システム上に表示される手数料等登録情報が必要になります。
この画面は印刷することが可能です。

注意 手数料の納付が確認されるまでは申請先での審査は行いません。申請後、速やかに手数料の納付をお願いします。

ペイジーを用いた納付の方法

ATM

ペイジー対応ATMがある金融機関を確認します。
※ペイジーは、コンビニ窓口・コンビニの共用ATMでは使えません。

ATMのメニューからペイジーを選択、手数料登録情報を入力、確認画面で確認を行い、支払いが完了します。

インターネットバンキング

ペイジー対応金融機関のインターネットバンキングにログインします。

インターネットバンキングのメニューからペイジーを選択、手数料登録情報を入力、確認画面で確認を行い、支払いが完了します。

ペイジーの使い方の詳細は下記ホームページをご参照ください。

[ペイジーの使い方 | いつでも、どこでも、ペイジー。\(pay-easy.jp\)](https://pay-easy.jp)



申請先が地方公共団体の場合について

申請先が地方公共団体の場合、一元的な輸出証明書発給システムでは電子納付を行うことができません。申請先の地方公共団体に、手数料の要否や納付方法についてご確認をお願いします。

申請先が地方公共団体の場合、手数料納付状況は「対象外」と表示されます。

選択	申請日時	状況	手数料納付状況
<input checked="" type="radio"/>	2024-08-21 15:38:54	申請中	対象外

(2) 収入印紙による納付の方法

各取扱要綱で規定する申請書に手数料に相当する額（870円）の収入印紙を貼付し、申請先に提出してください。（コピーでの提出は不可）

注意 消印は絶対にしないでください。
消印がされた収入印紙は無効となります。

注意 申請先により提出先住所が異なりますので、収入印紙による納付を行う場合は、必ず事前に申請先までご相談ください。

注意 申請先に収入印紙が到着し、手数料納付が確認できるまで、申請先での審査は行いません。
時間に十分余裕をもって申請いただくか、電子納付をご利用ください。

別紙様式1

年 月 日

収入印紙

申請者（輸出者）
住所
代表者氏名

（担当者氏名：
所属部署：
担当者電話番号：
E-mail：
（法人の場合のみ）法人番号：

輸出食品に関する自由販売証明書発行申請書
「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」に基づき、下記輸出食品の自由販売証明書の発行を申請します。

記

1. 基本情報

①	輸出者の氏名及び住所（英語）	
	氏名（英語）	
	住所（英語）	
②	仕向地（国）	（日本語）
		（英語）
③	インボイス番号	
④	出港日（輸出年月日）	（西暦）
⑤	輸出先国の輸入者の氏名及び住所	
	氏名（英語）	
	住所（英語）	
⑥	自由販売証明書を提出する輸出先国の機関の名称及び住所	
	機関名（英語）	
	住所（英語）	

2. 輸出品情報等

(例) 自由販売証明書の申請書

留意事項

本手数料は、審査における手数料も含まれます。

申請の取下げ等の理由により、証明書が発行されなかった場合であっても、一度納付された手数料は返金いたしませんので、ご注意ください。